



厚生労働省 三重労働局発表  
平成 26 年 10 月 31 日(金)  
午前 8 時 30 分 解禁

担 当	厚生労働省三重労働局職業安定部	
	職業安定課長	川西 利弘
	職業安定課長補佐	小西 克明
	地方労働市場情報官	仲 誠
	電話	059-226-2305

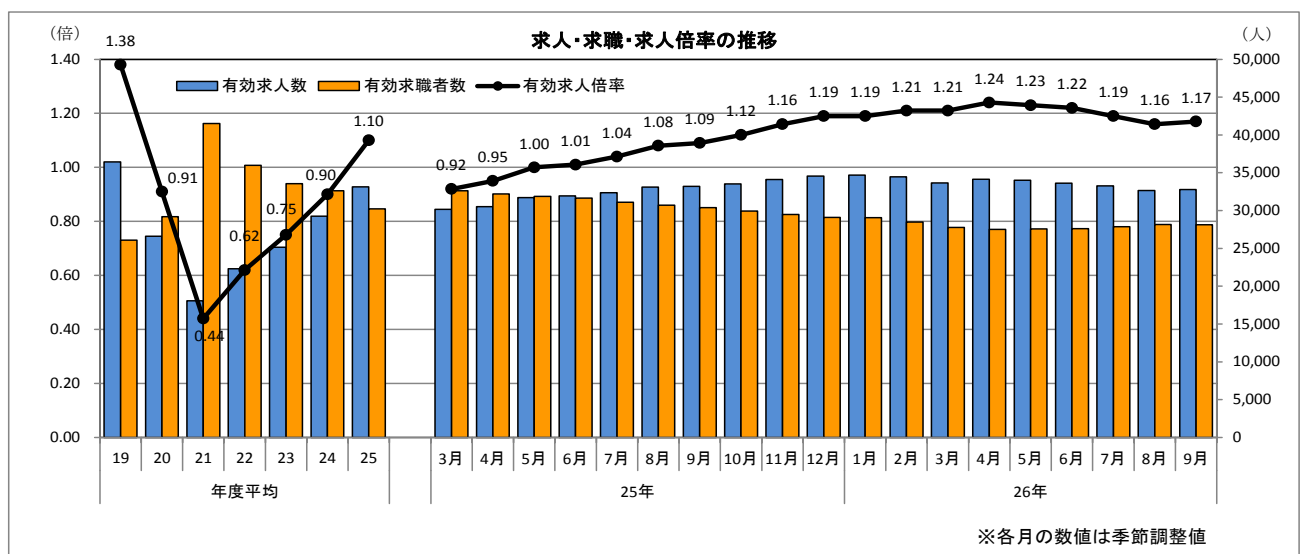
## 三重県的一般職業紹介状況

《平成 26 年 9 月内容》

- 有効求人倍率（季節調整値）は 1.17 倍で、前月を 0.01 ポイント上回る。  
全国の有効求人倍率は 1.09 倍。三重の順位は全国第 12 位。（前月は 14 位）
  - 新規求人倍率（季節調整値）は 1.72 倍で、前月を 0.12 ポイント上回る。
  - 県内の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。
- ※ 有効求人数（季節調整値）は 5 か月ぶりに前月を上回り、有効求職者数（同）は 5 か月ぶりに前月を下回ったため、有効求人倍率は 5 か月ぶりに前月（1.16 倍）を上回った。
- ※ 有効求人倍率（季節調整値）は 17 か月連続で 1 倍を上回り高水準で推移しているものの、製造業の新規求人が 2 か月連続で前年同月比で減少となるなど、このところ弱い動きが見られ、県内の雇用失業情勢は改善の動きが弱まっている。
- 先行きについては、県内景気の緩やかな持ち直しの動きを背景に、改善の方向に向かうことが期待されるが、駆け込み需要の反動の長期化している動きに留意する必要がある。

### 《概要》

- 有効求人数（季節調整値）は 32,790 人で前月に比べ 0.4%、143 人増加、有効求職者数（季節調整値）は 28,133 人で同 0.1%、36 人減少したことから、有効求人倍率は 1.17 倍となり、前月を 0.01 ポイント上回った。
- 新規求人数（季節調整値）は 11,941 人で前月に比べ 2.6%、303 人増加、新規求職者数（季節調整値）は 6,947 人で同 4.5%、324 人減少したことから、新規求人倍率は 1.72 倍となり、前月を 0.12 ポイント上回った。

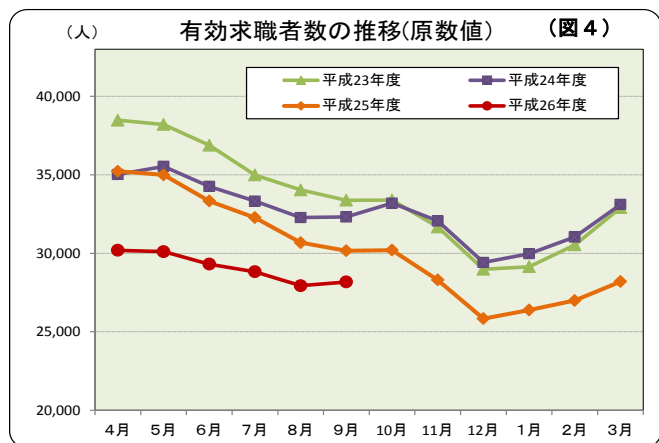
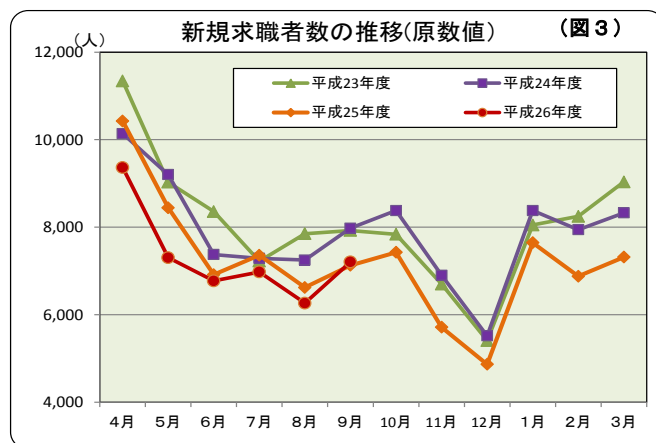
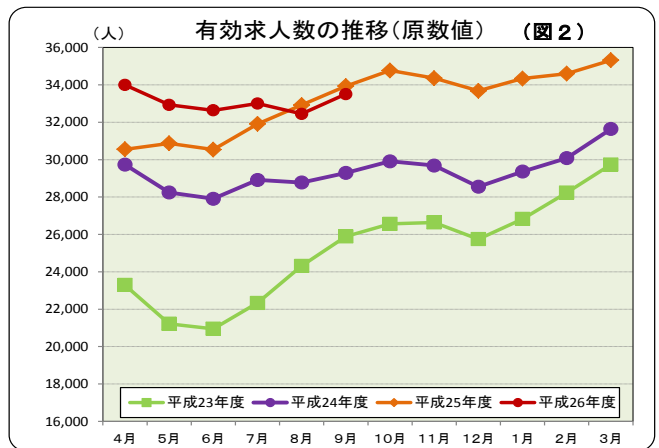
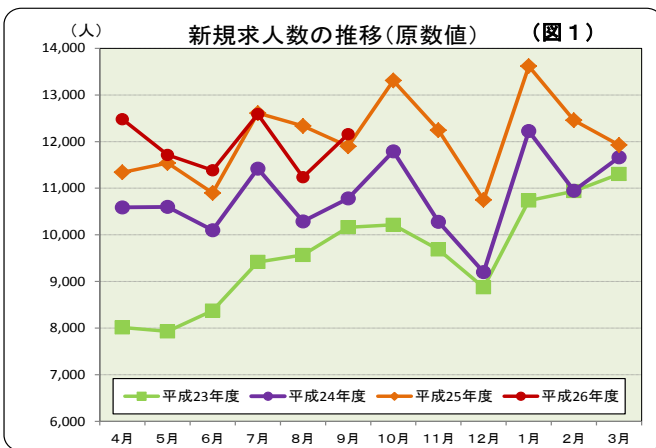


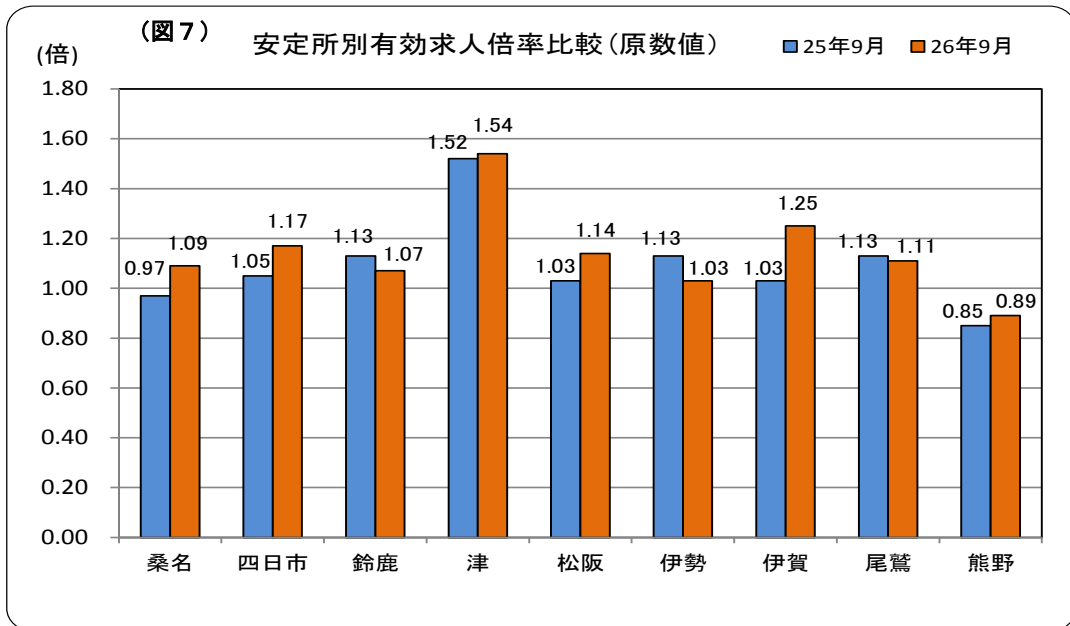
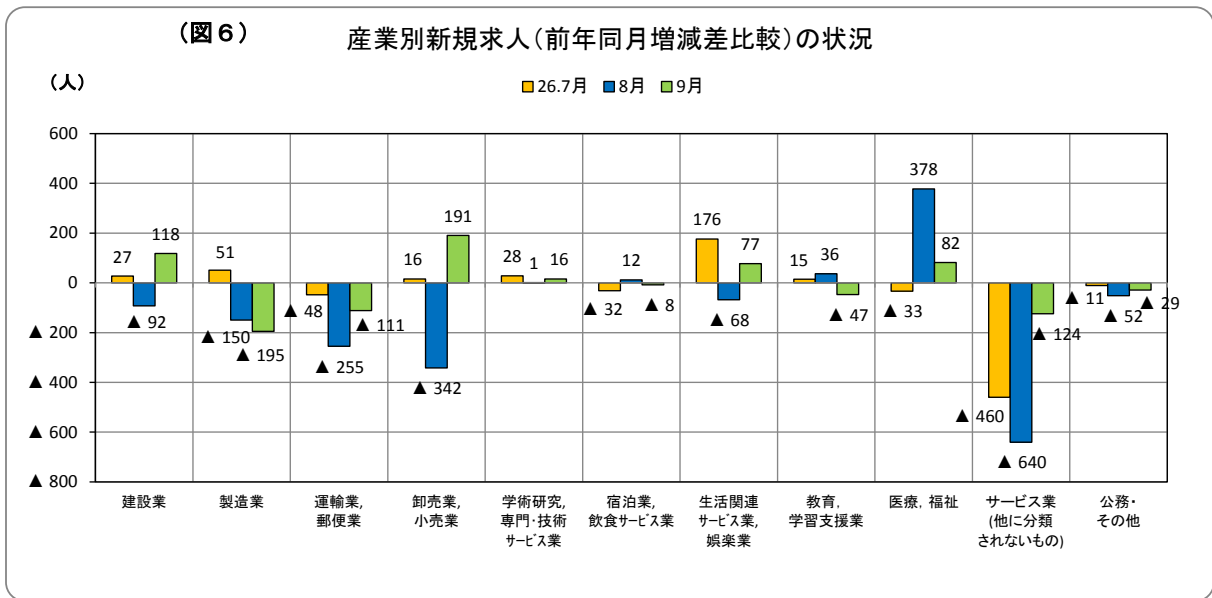
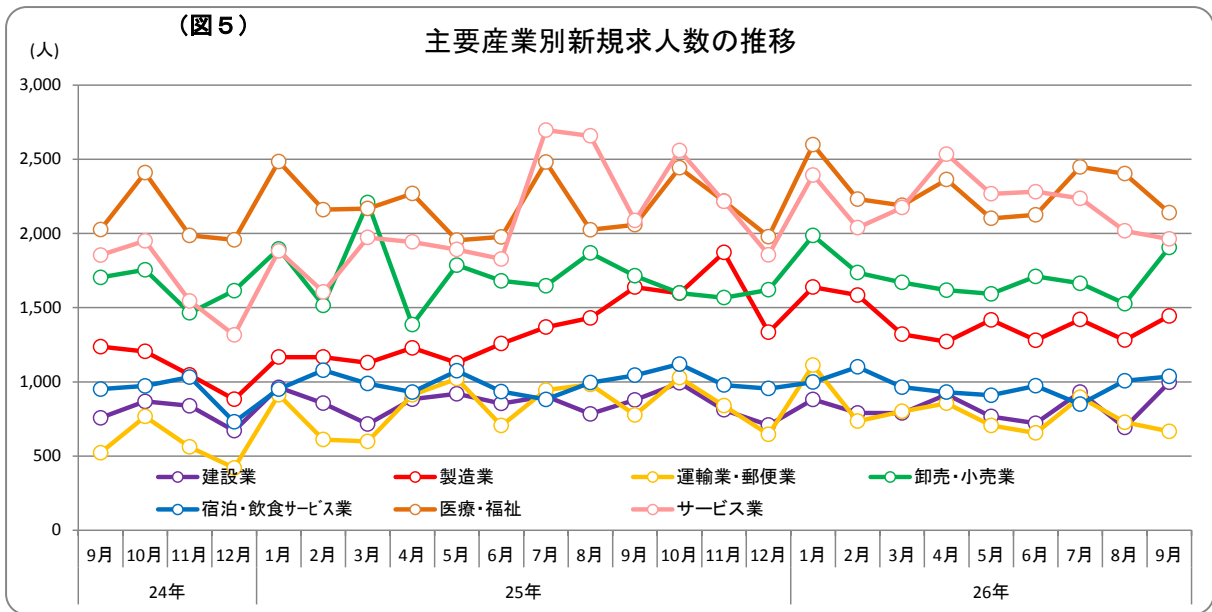
○ 正社員有効求人倍率（原数値）は0.66倍で、前年同月（0.58倍）を0.08ポイント上回った。  
 有効求職者数が減少し、正社員有効求人数が増加したため有効求人倍率は前年同月を上回った。  
 全国の正社員求人倍率（原数値）は0.69倍。

○ 新規求人数（原数値）は12,157人で、前年同月より2.2%（258人）増加し、3か月ぶりに増加。  
 ○ パートを除く一般の新規求人数は6,892人で、前年同月より4.1%（270人）増加し、3か月ぶりに増加。  
 パートの新規求人数は5,265人で、前年同月より0.2%（12人）減少し、2か月連続で減少。  
 ○ 有効求人数（原数値）は33,505人で、前年同月より1.2%（424人）減少し、2か月連続で減少。

○ 新規求職申込件数（原数値）は7,205件で、前年同月より1.1%（77件）増加し、14か月ぶりに増加。  
 ○ 有効求職者数（原数値）は28,170人で、前年同月より6.6%（1,991人）減少し、17か月連続で減少。  
 ○ 新規常用求職者4,621人（パートタイムを除く）の態様別状況（前年同月比）  
 「在職者」は1,392人(8.0%増)で2か月連続増加。「無業者」は399人(15.8%減)で32か月連続減少、「離職者」は2,830人(0.7%減)で14か月連続減少した。  
 離職者の内訳をみると「事業主都合離職者」は732人(11.6%減)で14か月連続減少、「自己都合離職者」は1,941人(3.7%増)で3か月ぶりに増加、「定年退職者」は82人(0.0%)と同数となった。

県内各安定所の有効求人倍率(原数値)は、津1.54倍、伊賀1.25倍、四日市1.17倍、松阪1.14倍、尾鷲1.11倍、桑名1.09倍、鈴鹿1.07倍、伊勢1.03倍、熊野0.89倍の順。津、伊賀、四日市、松阪、桑名、熊野では前年同月を上回り、尾鷲、鈴鹿、伊勢では下回った。





(表1) 産業別新規求人の状況 (パートを含む全数)

三重労働局計

産 業	26年9月	前年同月	前月	増減率	
				対前年	対前月
AB 農 業 , 林 業 , 漁 業	141	105	83	34.3	69.9
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	15	10	4	50.0	275.0
D 建 設 業	996	878	692	13.4	43.9
E 製 造 業	1,444	1,639	1,281	▲ 11.9	12.7
09 食 料 品	215	350	272	▲ 38.6	▲ 21.0
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	16	41	22	▲ 61.0	▲ 27.3
11 織 維 工 業	48	28	33	71.4	45.5
12 木 材 ・ 木 製 品	26	25	11	4.0	136.4
13 家 具 ・ 装 備 品	17	16	14	6.3	21.4
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	15	29	22	▲ 48.3	▲ 31.8
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	27	35	10	▲ 22.9	170.0
16 化 学 工 業	65	53	49	22.6	32.7
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	4	1	2	300.0	100.0
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	54	32	50	68.8	8.0
19 ゴ ム 製 品	82	90	40	▲ 8.9	105.0
21 窯 業 ・ 土 石 製 品	59	52	43	13.5	37.2
22 鉄 鋼 業	25	27	16	▲ 7.4	56.3
23 非 鉄 金 属	43	36	14	19.4	207.1
24 金 属 製 品	112	140	126	▲ 20.0	▲ 11.1
25 は ん 用 機 械 器 具	87	78	74	11.5	17.6
26 生 産 用 機 械 器 具	104	81	83	28.4	25.3
27 業 務 用 機 械 器 具	33	44	32	▲ 25.0	3.1
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	55	77	40	▲ 28.6	37.5
29 電 気 機 械 器 具	75	160	85	▲ 53.1	▲ 11.8
30 情 報 通 信 機 械 器 具	19	14	17	35.7	11.8
31 輸 送 用 機 械 器 具	223	214	219	4.2	1.8
20,32 そ の 他 の 製 造 業	40	16	7	150.0	471.4
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6	3	14	100.0	▲ 57.1
G 情 報 通 信 業	333	87	140	282.8	137.9
H 運 輸 業 , 郵 便 業	666	777	727	▲ 14.3	▲ 8.4
I 卸 売 業 , 小 売 業	1,906	1,715	1,527	11.1	24.8
( 50~55 卸 売 業 )	331	393	291	▲ 15.8	13.7
( 56~61 小 売 業 )	1,575	1,322	1,236	19.1	27.4
J 金 融 業 , 保 険 業	83	69	135	20.3	▲ 38.5
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	114	167	107	▲ 31.7	6.5
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	211	195	152	8.2	38.8
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	1,036	1,044	1,007	▲ 0.8	2.9
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	599	522	587	14.8	2.0
O 教 育 , 学 習 支 援 業	176	223	143	▲ 21.1	23.1
P 医 療 , 福 祉	2,141	2,059	2,403	4.0	▲ 10.9
( 83 医 療 業 )	821	786	819	4.5	0.2
( 85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業 )	1,319	1,271	1,583	3.8	▲ 16.7
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	156	119	110	31.1	41.8
R サ ー ビ ス 業 ( 他 に 分 類 さ れ な い も の )	1,963	2,087	2,018	▲ 5.9	▲ 2.7
( 91 職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業 )	1,128	1,280	1,218	▲ 11.9	▲ 7.4
ST 公 務 ・ そ の 他	171	200	105	▲ 14.5	62.9
合 計	12,157	11,899	11,235	2.2	8.2



## 【参考】用語の説明

### 職業紹介関係

#### 一般関係

##### ① 就業形態、雇用期間及び雇用形態関係

- 一般 常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- 常用 雇用契約において雇用期間の定めがないもの、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
- 臨時・季節 臨時とは、雇用契約において1ヶ月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労するものをいう。
- パートタイム 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。
- ・一般パートタイム 常用的パートタイム及び臨時的パートタイムを合わせたものをいう。
- ・常用的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- ・臨時的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者。
- 正社員 パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

##### ② 求職・就職関係

- 前月から繰り越された有効求職者数 前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者の数をいう。
- 新規求職申込件数 期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 中高年齢者 45歳以上の者をいう。
- 就職件数 自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。
- 雇用保険受給者 雇用保険受給資格決定後、基本手当の支給（各種延長給付を含む）を終了するまでの者をいう。

##### ③ 求人・充足関係

- 前月から繰り越された有効求人数 前月末日現在において、有効期限が翌月以降にまたがっている求人票の未充足の求人数をいう。
- 新規求人数 期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 充足数 自安定所の有効求人が、安定所（他安定所も含む）の紹介により求職者と結びついた件数をいう。

## 雇用保険関係

- 受給資格決定件数 受け付けた離職票に基づき安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。
- 基本手当 求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業し、法第13条の受給要件を満たしているときに支給される。
- 受給者実人員 基本手当の給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

## 諸比率の算出方法

- 求人倍率  $= \frac{\text{月間有効(新規)求人数}}{\text{月間有効(新規)求職者数}}$
- 就職率  $= \frac{\text{就職件数}}{\text{月間有効(新規)求職者数}} \times 100$
- 充足率  $= \frac{\text{充足数}}{\text{月間有効(新規)求人数}} \times 100$
- 雇用保険受給者の就職率  $= \frac{\text{雇用保険受給者の就職件数}}{\text{雇用保険受給者実人員}} \times 100$
- 中高年齢者の就職率  $= \frac{\text{中高年齢者就職件数}}{\text{中高年齢月間有効求職者数}} \times 100$

## 季節調整値

雇用や労働時間などが前月と比べて増えたか減ったかをみるとき、それが例年のパターンなのか経済実態を反映した傾向なのかを見分ける必要がある。

例えば、製造業の所定外労働時間は、休みが多い1月や5月に少なく、秋口から年末にかけて多いというパターンが例年みられる。

季節調整値とは、このような例年のパターンを取除いて、本当の傾向を見やすくした指標のことである。

## その他

(1) 使用している略符号は以下のとおりです。

「－」……………該当数字なし

「▲」……………減少

(2) 四捨五入をした平均値等による統計表は、必ずしも合計数と「計」欄の数とは一致しない。